新型コロナウイルスの影響に伴う通学定期券の払い戻しについて (4月1日以降のお取り扱い)

いつも京阪バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、通学される学校が自治体の要請等により休校措置が延長となった場合、並びに4月7日に政府より国内の一部地域を対象に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」)が発出されたことを考慮し、通用開始日が4月1日以降の通学定期券、学期別定期券を払い戻しされるお客様につきましては、下記のとおり特例措置を適用し、払い戻しいたします。

記

(1) 小中学校、高等学校、特別支援学校へご通学されるお客様

<u>お持ちの定期券を未使用の場合に限り、発売額から払い戻し手数料(520円)のみを差し引いた額を払い</u> 戻しいたします。

また、使用済み(4月以降の登校の際にご使用になられた場合など)の定期券については、そのお申し出日 に関わらず、最終登校日を最終利用日とみなして、弊社規定に基づき計算した額を払い戻しいたします。(別 途払い戻し手数料がかかります)

(2) 大学相当の学校(短大、専門学校等を含む)、幼稚園、保育園へご通学、ご 通園されるお客様

お持ちの定期券について、緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛である事由の払い戻し申し出の場合に限り、 4月7日以降の最終登校日を最終利用日とみなして、弊社規定に基づき計算した額を払い戻しいたします。 (別途払い戻し手数料がかかります)

なお、上記(1)および(2)にて記載の特例措置につきましては、6月14日(日)までのお申し出に限 り適用いたします。6月15日(月)以降は、弊社窓口にお越しいただいた日を最終利用日といたしますので ご了承願います。

通勤定期券の払い戻しにつきましては、通常どおり、弊社窓口にお越しいただいた日を最終利用日として払い戻しいたします。(別途払い戻し手数料がかかります)

窓口の混乱防止に、お客様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

・定期券の払い戻しに際して必要なもの

- ① 払い戻しをする定期券
- ② 学生証

※定期券をお持ちのご本人様以外の方による払い戻し手続きも可能です。つきましては、上記の定期券、 学生証をお持ちの上、弊社窓口までお越し下さい。

《参考》

通用期間が2020年3月末までの通学定期券の払い戻し特例措置は、以下をご参照ください。 「新型コロナウイルスによる臨時休校に伴う通学定期券の払い戻しについて」

(https://www.keihanbus.jp/pdf/t2019/local_20200229_sk.pdf)